

平成 28 年度

事務所だより 第 1 号

平成 28 年 5 月 9 日
益田教育事務所

「成功体験」が足を引っ張る？

所長 村上 護

4月1日。益田教育事務所長を拝命しました。管内の教育のために、微力ながら努力してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。益田教育事務所は、この度6名の異動があり、私を除いて4名の新しい顔ぶれが揃いました。(総務課が1名減)

各学校やそれぞれの所属所におかれましても、新たな出会いの中で新鮮なお気持ちでスタートを切られたことと思います。すがすがしい風の中に、真新しい教科書の香りを感じながら始める、4月の授業風景が目に見えます。

さて、先日、書店に並んでいる本をパラパラとめくっている内にこんな見出しに目が留まりました。「成功体験が足を引っ張る」(※)とあります。なんだか気になってたまりません。さっそく購入して読んでみることにしました。

筆者は、荒木香織さんで、ラグビー日本代表のメンタルコーチ(2012~2015)を務めた方です。五郎丸選手のルーティン完成秘話よりもさきほどの一文が気になりそこから読み始めました。筆者の主張は、スポーツ分野に限らず教育の分野でも「自己肯定感」を高めるために「成功体験」が必要だけれども、その成功体験をいつまでも引きずってはいけないというものです。なぜなら、それは「過去のもの」だからというのです。

しかし、この主張には少し違和感を覚えます。なぜなら、どんなに「過去のもの」であっても、自分の中で「よいイメージ」を持って取り組むことは大切ではないかと思うからです。教育界においても同様で、子どもたちの自己肯定感はもちろんのこと、指導者自身の自己肯定感を維持することは指導のパフォーマンスを高める上で重要と思われれます。

ところが、この「過去のもの」を引きずることは、結局「過去の基準」で自分自身を考えるために、自分が今何をなすべきかを見つけれないというのです。教育界におけるヒントとしてとらえたいと思いました。目まぐるしく進化する情報化社会。携帯端末によって、瞬時に不確かな情報が飛び交う時代。不確かで、不安で、だからこそ誰かとつながってほしいという願いを抱える子どもたちが心のよりどころにしているものは何か。自己主張できる環境で育っていないのに、自己表現をどんどん求められる子どもたち。そのような課題の中で、私たちは「今の基準」で思考・判断・行動しなければ活路は見出せないのではないのでしょうか。

スポーツ界に限らず、教育においても職人技のように誇りを持って守り続けていく頑固さと、「今、必要な基準」で考え変化させていく柔軟性が必要ではないかと思います。多様な価値観、判断基準の中で、何をどのように取捨選択していくのか、議論を重ねていく必要があるのではないのでしょうか。

(※) ラグビー日本代表を変えた「心の鍛え方」, 荒木香織, 講談社, 2016

スタッフ紹介

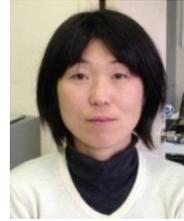


所長
村上 護
0856 - 31 - 9670

総務課



課長
下森多美子
【事務総括】
0856 - 31 - 9671



企画員
寺尾 美鈴
【小学校給与、中学校旅費】
0856 - 31 - 9671



企画員
今谷 憲司
【中学校給与、小学校旅費】
0856 - 31 - 9672

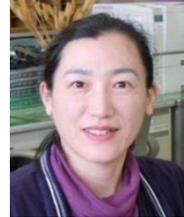
学校教育 スタッフ



企画幹
岡本 昌浩
【社会、学校経営】
0856 - 31 - 9675



指導主事
田村 嘉久
【英語、人権・同和教育、学校訪問指導】
0856 - 31 - 9676



互助会嘱託
雪村 知子
【退職会員互助医療】
0856 - 23 - 2483



事務職員
坂本 恵子



指導主事
村上 剛
【算数・数学、教職研修】
0856 - 31 - 9673



指導主事
杉原 貴宏
【特別支援教育】
0856 - 31 - 9673



指導主事
三浦 清伸
【生徒指導、国語】
0856 - 31 - 9674



益田市派遣指導主事
小石 伸江
【特別支援教育】
0856 - 31 - 0445



益田市派遣指導主事
兼子 史寛
【生徒指導、人権・同和教育】
0856 - 31 - 0445

社会教育 スタッフ



企画幹
品川 智成
0856 - 31 - 9676



益田市派遣指導主事
中尾 瑞紀
【学力向上】
0856 - 31 - 0445



津和野町派遣指導主事
俵 裕樹
【生徒指導】
0856 - 72 - 1854



吉賀町派遣指導主事
岡本 博
【特別支援教育】
0856 - 77 - 1285



益田市派遣社会教育主事
澤江 健
0856 - 31 - 0662



益田市派遣社会教育主事
谷上 元織
0856 - 31 - 0662



津和野町派遣社会教育主事
大島 功央
0856 - 72 - 1854



吉賀町派遣社会教育主事
杉内 直也
0856 - 77 - 1285



人権・同和教育指導員
井上 和巳
0856 - 31 - 9673

平成28年度 管内研究指定校・指定事業等一覧

| 事業名 | | 指定校・指定地域 | 担当者 |
|------------------------|---|---|-----|
| 文 部 科 学 省 関 係 | | | |
| ① | コミュニティスクール推進事業 | 匹見中 戸田小 | 岡本 |
| ② | 人権教育研究指定校事業 | 益田中 | 田村 |
| ③ | スクールカウンセラー活用事業 | 管内全中学校 益田小 高津小 吉田小 吉田南小 安田小 西益田小 六日市小 | 三口 |
| ④ | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 益田市 津和野町 吉賀町 | |
| ⑤ | 結集！しまねの子育て協働プロジェクト | 益田市 津和野町 吉賀町 | 品川 |
| | 放課後子ども教室 | | |
| | 学校支援地域本部事業 | | |
| | 家庭教育支援事業 | | |
| | 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築支援 地域未来塾 | | |
| 県 教 育 委 員 会 関 係 | | | |
| ① | 小・中学校少人数学級編制（小学校第1・2年生） | 益田小 高津小 吉田小 吉田南小 安田小 西益田小 | 岡本 |
| ② | 小・中学校少人数学級編制（小学校第3学年以上） | 益田中 高津中 益田東中 東陽中 横田中 吉田南小 安田小 西益田小 | |
| ③ | 特別な支援のための非常勤講師配置事業 （にこにこサポート事業・通常の学級） | 益田小 高津小 吉田小 吉田南小 安田小 西益田小 中西小 津和野小 青原小 七日市小 六日市小 | 杉原 |
| ④ | 特別な支援のための非常勤講師配置事業 （にこにこサポート事業・特別支援学級） | 益田中 西益田小 | |
| ⑤ | 算数授業改善推進校事業 | 吉田小 | 村上剛 |
| ⑥ | 学習環境の確立に向けた実践事業 （学習プリント配信システム） | 全小学校（算数） | |
| ⑦ | 自学室等での個別指導の充実に係る非常勤講師配置事業 （学びいきいきサポート事業） | 益田中 高津中 益田東中 横田中 | 三口 |
| ⑧ | 中1ギャップに対応するための非常勤講師配置事業 （中学校クラスサポート事業） | 益田中 | |
| ⑨ | 小学校における不登校等対応体制充実事業 （子どもと親の相談員配置事業） | 高津小 吉田小 | |
| ⑩ | 学校図書館活用教育研究事業 | 高津中 高津小 | |
| ⑪ | 学校図書館司書等配置事業 | 全小中学校 | |
| ⑫ | みんなのまちづくりプロジェクト | 津和野町 | 田村 |
| ⑬ | スーパーコーディネーター配置事業 | 益田市・津和野町・吉賀町 各1校 | 杉原 |
| ⑭ | しまねのふるまい推進プロジェクト | 益田市 津和野町 吉賀町 | 岡本 |
| | しまねのふるまい体験活動推進事業 | 未定 | 杉原 |
| ⑮ | 結集！しまねの子育て協働プロジェクト | 益田市 津和野町 吉賀町 | 品川 |
| | ふるさと教育推進事業 | | |
| ⑯ | 人権・同和教育地域推進ネットワーク事業 | 益田市 津和野町 吉賀町 | |



本年度より、新給与システム稼働（8月給与まで旧システムとの平行稼働、9月給与より本稼働）します。

これまで給与関係データは教育事務所を経由した入力となっていました。新給与システムにおいては、通勤・住居手当等や実績手当（特殊勤務手当）・所得税控除など、学校で入力されたデータを給与データとして取り込みます。

間違いのない認定やデータ入力は言うまでもないことですが、『自分の給与』です。当然、これまでにしても必要なことでしたが、ひとりひとりが自分の給与に関心を持って確認をすることや、小さなことでも管理職や事務職員と連絡を取り合うこと等は、多額の戻入となる事態を防ぐうえでも今後さらに大切なこととなります。

家族の状況に変化が多い
「年度はじめ」だからこそ…

例えば、【扶養手当について】

年度が変わり、扶養親族に変化があった場合は事務手続きが必要になります。

（新規・喪失の届出は事実発生日から15日以内）

- 就職や転職をした
⇒向こう一年間の年収が130万円以上になることが明らかな場合は『要件喪失』手続き必要
- 3月末で離職をした
⇒新たに扶養手当の支給要件を満たす場合は『新規届出』
（失業手当を受給する場合は金額により要件に該当しない場合があります）
- 子ども（※）がアルバイトをはじめた
⇒年収が130万円以下であれば扶養手当が継続されますが、検認時に給与明細等で収入の確認をするので、アルバイトの給与明細は処分せず保存しておいてください。

※子どもについては22歳の年度末までが手当の支給対象ですが、22歳の年度末をむかえる場合の喪失の届出は不要です

手当の支給開始・終了のルール

| | |
|----|---|
| 原則 | 『起点は 事実発生日 。 翌月から支給され、終了の時はその月まで。 ポイントは、 事実発生日から15日以内 に届け出をすること。』 |
|----|---|

